

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

| |
|---|
| 法 令 名：道路交通法施行規則 |
| 根 拠 条 項：第30条の13第1項 |
| 処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付 |
| 原権者（委任先）：兵庫県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第30条の13第2項（運転経歴証明書の再交付の申請） |
| 審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。 |
| 標 準 処 理 期 間： ○ 即日 警察本部運転免許課更新センター・免許センターでの処理の場合 ○ 申請日から15日 警察署（佐用警察センターを含む。）窓口での処理の場合 |
| 申 請 先： ○ 申請書は、警察本部運転免許課免許管理係、明石運転免許更新センター、阪神運転免許更新センター、神戸優良・高齢運転者運転免許更新センター、姫路優良・高齢運転者運転免許更新センター及び但馬運転免許センターの窓口に提出してください。 ○ 申請は、警察本部以外にも住所地を管轄する警察署（佐用警察センターを含む。）の窓口で行うことができます。 |
| 問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部交通部運転免許課免許管理係 078-912-1628（内線273） |
| 備 考： |